

東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者の人材育成を促進し、もって地域産業の振興に資することを目的として、人材確保が困難な中小企業等が実施する従業員のスキルアップ又はリスキングに要する経費について、予算の範囲内において東広島市人材育成等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（次項において「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (2) 市内に事業所を有し、かつ、今後も市内において事業を継続する意思のある者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 市が実施する「経済状況のモニタリング調査」に対して、情報提供等の協力ができる者
- (5) 市が運営する「事業者ポータルサイト サポートビラ」に登録している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員（次号において「暴力団等」という。）
- (2) 暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる取組とする。

- (1) 資格取得、研修・セミナーへの参加による人材育成の取組（以下「研修・セミナー等参加型」という。）

(2) 外部人材を活用して実施する人材育成の取組（以下「外部人材活用型」という。）

2 補助対象事業は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（次条において「補助対象期間」という。）のうち、交付決定後に実施するものとする。

3 第1項に規定する人材育成の対象となる者（以下「対象受講者」という。）は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 研修・セミナー等参加型 申請する事業所において雇用保険に加入している従業員

(2) 外部人材活用型 申請する事業所に従事している役員及び従業員

4 第1項各号に掲げる事業は、次の各号に掲げる区分により実施するものとする。

(1) 女性活躍応援枠 女性幹部人材の育成に資する事業

(2) 通常枠 前号以外の事業

5 前4項の規定にかかわらず、本要綱に基づき実施する事業が、国、地方公共団体その他の団体から同一の事業又は経費を対象とする補助金、助成金その他の給付を受けている場合は、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、別表第1に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）であって、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 補助対象期間内に契約、発注、実施及び支払が完了するもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるもの

(2) 補助対象事業に係る経費として明確に区分できるもの

（補助率及び補助金額）

第5条 補助金の補助率、上限額及び同一受講者に対する上限額は、補助対象事業の区分に応じ、別表第2のとおりとする。

2 補助金額の算定に当たり生じた千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、同一の申請者（第6条に規定する補助金の交付を受けようとする者をいう。）が1会計年度において交付を受けることができる補助金額の総額は、20万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東広島市人材育成等支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の表に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 人材育成等事業実施計画書（別記様式第2号(その1)又は(その2)）

(2) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）

(3) 補助事業に係る経費額の根拠書類（見積書、パンフレット等）

(4) 対象受講者が雇用保険に加入していることが確認できる書類（研修・セミナー等参加型のみ）

(5) 東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書等）

(6) 市税に滞納がないことの証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付の申請は、補助対象事業ごとに行うこととし、申請回数の上限は設けない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付する旨を決定したときは東広島市人材育成等支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付しない旨を決定したときは東広島市人材育成等支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うに当たり、必要に応じて専門的知識を有する外部有識者の意見を聴取することができるものとする。

3 市長は、第1項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（変更等の承認）

第8条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の規定により申請した事項を変更しようとするとき（軽微な変更として市長が定めるものを除く。）又は当該交付決定に係る補助金を受けて実施する事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、東広島市人材育成等支援事業補助金計画変更（中止・廃止）申請書（別記様式第6号）に変更に係る事項を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、東広島市人材育成等支援事業補助金計画変更（中止・廃止）決定通知書（別記様式第7号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該会計年度の末日のいずれか早い日までに、東広島市人材育成等支援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 人材育成等事業実施内容報告書（別記様式第9号）

(2) 補助対象事業に係る経費の領収書又は支払を証する書類その他これらに準ずる書類の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容が交付決定の内容（第8条

第3項の規定による承認をした場合にあつては、その内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を、東広島市人材育成等支援事業補助金額確定通知書(別記様式第10号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者は、前条の額の確定通知を受領した後、東広島市人材育成等支援事業補助金交付請求書(別記様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	補助対象経費
(1) 研修・セミナー等参加型	受験料、受講料、研修参加費、教材費（あらかじめ受講案内等で定めがある場合）、旅費交通費（就業規則に定めがある場合）
(2) 外部人材活用型	謝金及び報酬（宿泊費・交通費を含む）、研修開催に係る施設利用料（設備使用料を含む）、外部人材派遣に係る委託費及び仲介手数料

別表第2（第5条関係）

区分	補助率	上限額	同一受講者上限額
研修・セミナー等参加型（通常枠）	2分の1	15万円	5万円
研修・セミナー等参加型（女性活躍応援枠）	3分の2	15万円	5万円
外部人材活用型（通常枠）	2分の1	20万円	
外部人材活用型（女性活躍応援枠）	3分の2	20万円	

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市人材育成等支援事業補助金交付申請書

東広島市人材育成等支援事業補助金の交付を受けたいので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 実施区分

該当する方へ✓	区分	枠（※該当する方を○）	備考
<input type="checkbox"/>	研修・セミナー等参加型	通常枠 ・ 女性活躍応援枠	人材育成等事業実施計画書(その1)を添付
<input type="checkbox"/>	外部人材活用型	通常枠 ・ 女性活躍応援枠	人材育成等事業実施計画書(その2)を添付

3 市が実施する「経済状況モニタリング調査」への協力及び、市が運営する「事業者ポータルサイト サポートビラ」への登録に対する協力への同意

同意する。 同意しない。

4 添付書類

- (1) 人材育成等事業実施計画書（別記様式第2号(その1)又は(その2)）
- (2) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象事業に係る経費額の根拠書類（見積書、パンフレット等）
- (4) 対象受講者が雇用保険に加入していることが確認できる書類※研修・セミナー等参加型のみ
- (5) 東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書等）
- (6) 市税に滞納がないことの証明書
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 支出経費明細

【手順1】受講者1人当たりの経費及び補助金申請額を算出

費目	内容	対象経費(税抜)/人
		円
		円
		円
対象経費合計 (a)		円
1人当たりの補助金申請額 (b) ⇒(a)×1/2 (※女性活躍応援枠の場合は2/3) と5万円のいずれか低い額		円

【手順2】受講者ごとに補助金申請額を算出

本補助金 申請履歴	受講者名	雇用 保険 加入	1人当たりの 補助金申請額 (b) ※手順1から転記	【2回目以降のみ】 同受講者が これまでに受けた 補助金額(c)	補助金申請額(d) ※(b)と5万円-(c)の いずれか低い額
<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 2回目～		<input type="checkbox"/>	円	円	円
<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 2回目～		<input type="checkbox"/>	円	円	円
<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 2回目～		<input type="checkbox"/>	円	円	円
交付申請額(e) ※(d)の合計と15万円のいずれか低い額					円 (※千円未満切捨て)

※(c)は、本補助金（研修・セミナー等参加型）の申請が2回目以降の受講者のみ記入

※必要に応じて行を挿入すること。

【手順3】交付申請額の確認 ※本補助金の申請が2回目以降の申請者のみ記入

今回の補助金交付申請額(e) ※手順2から転記	円
これまで交付を受けた本補助金の総額(f) ※「研修・セミナー等参加型」及び「外部人材活用型」を両方とも利用している場合は 合算すること。	円
確認後の交付申請額 ※(e)と15万円-(f)のいずれか低い額	円

人材育成等事業実施計画書（外部人材活用型）

1 申請者の概要

氏名又は名称			
代表者の 役職及び氏名			
所在地	（〒 - ） 東広島市		
業種			
資本金		従業員数	
電話番号			
メールアドレス			

2 計画の内容

(1) 実施期間 【 ~ 】
(2) 人材育成の内容 ※女性活躍応援枠の場合は、女性幹部人材の育成に繋がることが分かる内容を記載
(3) 効果（見込み）

3 支出経費明細

【手順1】費目ごとに経費を整理して交付申請額を算出

費目	内容	対象経費（税抜）
		円
		円
		円
		円
		円
対象経費合計(a)		円
交付申請額(b) ※(a) × 1 / 2（※女性活躍応援枠の場合は2 / 3）と 20万円のいずれか低い額		円 （※千円未満切捨て）

※必要に応じて行を挿入すること。

 【手順2】交付申請額の確認 **※本補助金の申請が2回目以降の申請者のみ記入**

今回の補助金交付申請額(b) ※手順1から転記	円
これまで交付を受けた本補助金の総額(c) ※「研修・セミナー等参加型」及び「外部人材活用型」の双方を利用している場合は合算すること。	円
確認後の交付申請額 ※(b)と20万円-(c)のいずれか低い額	円 （※千円未満切捨て）

誓約書兼同意書

東広島市人材育成等支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、東広島市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは、営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは、暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは、組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは、組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査及び違反等に対する処分について

同補助金に関して、市長から追加資料及び現地調査等を求められた場合には、誠意を持って応じます。また、次の各号のいずれかに該当すると市長に認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還に応じ、虚偽のあった事実を氏名等とともに公表することを承諾します。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

住 所
名 称
代表者の氏名

別記様式第4号（第7条関係）

指令東広産第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市人材育成等支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市人材育成等支援事業補助金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

市長が、この事業の内容、収支の状況等を調査するために帳簿、書類等の提出を求めたときは、これを拒むことができない。

別記様式第5号（第7条関係）

指令東広産第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市人材育成等支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市人材育成等支援事業補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

交付しない理由

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市人材育成等支援事業補助金計画変更（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日付け指令東広産第 号で交付決定を受けた東広島市人材育成等支援事業補助金について、次のとおり事業計画を変更（中止・廃止）したいので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

1 交付申請額

変更前 金 円

変更後 金 円

2 変更（中止・廃止）の内容及び理由

内容	理由

3 変更後の経費の内容（単位：円（税抜））

支出経費の内容	変更前の金額	変更後の金額
合 計		

注 適宜、必要に応じて行を挿入すること。

別記様式第7号（第8条関係）

指令東広産第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市人材育成等支援事業補助金計画変更（中止・廃止）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市人材育成等支援事業補助金の計画変更（中止・廃止）については、次のとおり承認したので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

1 交付決定額

変更前 金 円

変更後 金 円

2 変更（中止・廃止）の内容

3 補助金の交付の条件

令和 年 月 日付け指令東広産第 号の補助金交付決定通知書のとおり。

令和 年 月 日

東広島市長 様

報告者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

東広島市人材育成等支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け指令東広産第 号で交付決定（変更決定）を受けた東広島市人材育成等支援事業補助金について、補助事業が完了したので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の書類を添えて報告します。

1 補助金申請額 金 円

※事業実施内容報告書（別記様式第9号）の支出経費明細の内、補助金申請額(A)を記入ください

2 添付書類

- (1) 人材育成等事業実施内容報告書（別記様式第9号）
- (2) 補助対象事業に係る経費の領収書又は支払を証する書類その他これらに準ずる書類の写し
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

〈受講者一覧〉 ※研修・セミナー等参加型のみ記入

本補助金 申請履歴	受講者名	対象経費(a)	補助金申請額 (a)×1/2 ※女性活躍応援枠の場合は2/3 ※一人当たり上限5万円
<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 2回目～		円	円
<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 2回目～		円	円
<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 2回目～		円	円

◆交付申請額確認表

令和8年度の本補助金申請額を記入して合計額を確認してください。

実施区分	申請額	上限額
(1) 研修・セミナー等参加型	円	≦15万円
(2) 外部人材活用型	円	≦20万円
交付申請額合計 ⇒(1)+(2)	円	≦20万円

別記様式第10号（第10条関係）

指令東広産第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市人材育成等支援事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け指令東広産第 号で交付決定（変更決定）した東広島市人材育成等支援事業補助金について、令和 年 月 日付けで提出のあった東広島市人材育成等支援事業補助金実績報告書に基づき、次のとおり確定したので、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交付決定（変更）額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |

令和 年 月 日

東広島市長 様

請求者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

東広島市人材育成等支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け指令東広産第 号で額の確定通知を受けた東広島市人材育成等支援事業補助金について、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円
2 振込先

金融機関名	銀行・金庫				支店・本店			
店 舗 名	農協・組合				支所・出張所			
預金種別	普通・当座							※ 右詰めで記入
口座番号								
フリガナ								
口座名義人								